

北海道コロナ通知システム Q & A

令和2年(2020年)6月12日現在

【事業者向け】

**Q 1 システムは、どのような仕組みなのか？
利用者（お客様）はどうすればメールを受けられるのか？**

A 1 本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録（※1）いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、北海道からEメール（※2）でお知らせします。

※1 Eメールアドレスの登録後の自動返信メールは、
「@qc.domingo.ne.jp」からお届けします。
ドメインによる受信制限の解除をお願いします。

※2 北海道からのお知らせメールは、
「@pref.hokkaido.lg.jp」からお届けします。
ドメインによる受信制限の解除をお願いします。

Q 2 この取組（QRコード）は、必ず行わなければならないのか？

A 2 必須ではありませんが、多くの方に安心してご来店いただけるよう、施設がガイドラインに定められた感染症対策の一つとして行っていることをお示しすることができます。
この取組みに、ぜひご協力ください。

Q 3 感染者が発生した場合に、店舗名や利用日が利用者に伝わるのか？

A 3 Eメールで利用者にお知らせするメッセージには、施設や事業者名、利用日は記載しません。

Q 4 QRコードが記載された紙は、どこに掲示すればよいのか？

A 4 施設（店舗など）の入口やレジ、各席など、利用者に分かりやすい場所に掲示してください。

(同じQRコードをコピーして複数の場所に掲示いただいても構いません。)

Q 5 QRコードを、利用者・訪問者、一人ひとりにコピーして渡してもよいですか？

A 5 原則として掲示をお願いします。コピーされたQRコードを、施設利用者以外の方が読み込んだり、利用していない日に読み込んだ場合、正しくメッセージが届かなくなる恐れがあります。

なお、感染拡大防止の観点からやむを得ず配布される場合は、必ず回収、または廃棄を徹底するようにお願いします。

Q 6 複数の店舗を持っている場合はどうすればよいですか？

A 6 事業所(店舗など)ごとに登録し、QRコードを掲示してください。

Q 7 ショッピングモールなど、複数の店舗が入っている場合はどうすればよいですか？

A 7 モールの入口に掲示してもよいですし、店舗ごとに掲示いただいても構いません。事業者様において、ご判断ください。

Q 8 大型商業施設など広い施設の場合は、どうしたらよいですか？

A 8 来場される方が必ず通る場所や、目につきやすい場所に掲示してください。

複数の場所に同じQRコードを掲示していただいても構いません。

Q 9 劇場、ホールなどは、施設管理者が登録申請すればよいのですか？貸館の場合はイベント主催者が登録申請すればよいのですか？

A 9 施設管理者とイベント主催者の両方が登録してください。

例えば、施設管理者は入口に掲示するとともに、適切にお知らせを届けるためには、イベントごとにもQRコードを発行し、会場に掲示してください。

Q 10 イベントの場合、どのように記載したらよいのですか？

(事業者名、事業所・店舗名はどうしたらよいのですか)

A 10 「店舗(支店)・イベント・施設名」欄にイベント名を記載し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を記載してください。
(記載例)

店舗(支店)・イベント・施設名：●●●フェスティバル
担当者氏名：●●●フェスティバル実行委員会 担当者氏名

Q 11 イベントで何日か開催日があるが、開催日ごとにQRコードの発行が必要か？

A 11 イベント主催者（感染対策の責任主体）が変わらない場合、同じQRコードの掲示で構いません。参加者がQRコードを読み取った日付で、Eメールの通知対象を判断いたします。

**Q 12 ガラケー（フューチャーフォン）でも対応可能ですか？
スマートフォンを持っていない人はどうすればよいのですか？**

A 12 スマートフォンだけではなく、カメラ機能があるガラケー（フューチャーフォン）でも対応可能です。
※お使いの機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

**Q 13 プリンタやパソコンを所有しておらず、QRコードを取得できない。
通知システムを利用出来ないのか。**

A 13 プリンタが無い場合は、お近くのコンビニエンスストアでご印刷いただくことも可能です。ご登録者のスマホやタブレットの画面を提示し、お客様に読み取ってもらう方法も可能です。
また、パソコンをお持ちでなく、システムに登録できない事業者様は、ホームページに記載の電話番号までご相談ください。

Q 14 QRコードを取得した事業者ですが、感染者が発生した場合の情報は事業者にも通知されるのですか。

A 14 事業者への通知は行いません。あくまで施設を利用した方へ注意喚起のメールをお送りします。

Q 15 QRコードを会議資料と一緒に事前に配布したい。問題ないですか。

A 15 原則として掲示をお願いします。コピーされたQRコードを施設利用者以外の方が読み込んだり、利用していない日に読み込んだ場合、正しくメッセージが届かなくなる恐れがあります。事前配布などは避けてください。

Q 16 同一施設内に事務所とレストランが併用しています。施設内のレストランに掲げるQRコードと施設内の事務所に掲げるQRコードは同一のものでなければいけないのですか。

A 16 施設を訪れるお客様のご利用状況を勘案し、別々のQRコードを取得し掲示することも可能です。その際は、別の施設名で登録を行い、2種類のQRコードを取得してください。

Q 17 登録したおぼえのないQRコードが送られてきた。

A 17 会社様などの中で他の方がご登録されていない場合、大変お手数ではございますが、メールの破棄をお願いいたします。また、送付されたQRコードの掲示を行わないでください。

Q 18 利用者のメールアドレスについて、個人情報利用の説明及び同意はどのように行うのですか。

A 18 利用規約への同意が必要であり、同意がなければ登録できません。

Q 19 QRコードを取得の申し込みの際、間違えた情報を登録してしまいました。どうしたらいいでしょうか。

A 19 お手数ですが、再度、ご登録をお願いします。

Q 20 事業者（施設・イベントの管理者等）が、通知システムを利用する際の利用規約等の規定はありますか。

A 20 利用規約への同意が必要であり、事業者様の同意がなければ登録できません。

「QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。」